

平成 30 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

第 3 8 号議案 長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 旅館業法及び旅館業法施行令改正の概要	1
2 長崎市旅館業法施行条例改正の概要	2
3 長崎市旅館業法施行条例新旧対照表	3

市民健康部
平成 3 0 年 2 月



1 旅館業法及び旅館業法施行令改正の概要

旅館業法は、昭和23年の制定以降、時代に応じた変更が十分に行われていなかったことから、過剰な規制は、ホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないとの指摘がなされていた。このような状況を受けて、国の規制改革推進会議より、施設の構造設備の規制全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制とすべきとの意見が出された。この意見に基づき、旅館業法及び旅館業法施行令について、抜本的な見直しが行われた。

(1) 旅館業法の改正（平成29年12月15日公布、平成30年6月15日施行）

ア ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とした。

イ 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業業者への報告徴収、立入権限の規定、罰金の上限額引き上げ等の規制の強化がなされた。

ウ 旅館業の欠格要件に暴力団排除規定を追加。

(2) 旅館業法施行令の改正（平成30年1月31日公布、平成30年6月15日施行）

旅館・ホテル営業の施設の構造基準を次のとおり改めた。

ア 最低客室数の廃止

最低客室数（ホテル営業：10室、旅館営業：5室）の基準を廃止する。

イ 洋室の構造設備の要件の廃止

洋室の構造設備の要件（寝具は洋式であること、出入口・窓に鍵をかけることができること、客室と他の客室等との境が壁造りであること）を廃止する。

ウ 玄関帳場等の基準の緩和

厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ビデオカメラによる本人確認機能等を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認める。

エ 暖房設備の設備基準の廃止

ホテル営業にのみ規定されていた暖房の設置要件を廃止する。

オ 便所の設置基準の緩和

ホテル営業で規定されていた項目（水洗式であること、座便式であること、共用のものは男女の区分があること）が廃止され、適当な数の便所を有すればよいこととする。

2 長崎市旅館業法施行条例改正の概要

(1) 改正理由

長崎市旅館業法施行条例では、施行令に定められた衛生基準を補完すべき項目について、施設の構造設備及び営業者の講ずべき措置の基準を定めている。今回の条例改正では、旅館業法改正の趣旨を踏まえ、これらの基準について見直しを行おうとするものである。

(2) 主な改正内容

ア 従業員室の必置義務（第3条）	施行令の玄関帳場の基準が緩和されたことを受け、必ずしも従業員による対面が必要でなくなったことから廃止する。
イ 共同用の洗面所と便所の区画、脱衣室の必置義務（第3条）	旅館業法改正の趣旨を踏まえ、衛生上必ずしも必要ではないことから廃止する。
ウ 「簡易宿所営業」における階層式寝台の大きさの基準（第3条第3項）	
エ 「下宿営業」における客室の最低面積の基準（第3条第4項）	
オ 部屋の明るさ及び一人当りの客室面積に関する数値基準（第4条）	

(3) 施行日

平成30年6月15日

3 長崎市旅館業法施行条例新旧対照表

現行	改正(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>適当な規模の従業員室を設けること。</u></p> <p>(2) <u>宿泊者等の需要を満たすことができる適当な数の便所を有すること。</u></p> <p>(3) <u>共同用の洗面所と便所は、区画すること。</u></p> <p>(4) <u>便所には、流水式の手洗装置を設けること。</u></p> <p>(5) <u>共同用の浴室には、脱衣室を設け、かつ、衣類を収納する保管設備を設けること。</u></p> <p>(6) <u>寝具は、定員以上の数を有すること。</u></p> <p>(7) <u>浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の構造設備は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア～コ (略)</p> <p>2 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>便所は、水洗式であり(土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときを除く。)、かつ、流水式の手洗装置を設けること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 共同用の浴室には、衣類を収納する保管設備を設けること。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>(削除)</p>

(2) 前項各号(第2号及び第4号を除く。)に掲げる基準に適合すること。

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 階層式寝台の規格は、おおむね幅0.9メートル、長さ1.8メートル以上であること。

(2) 当該施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合にあっては、当該学校等から客室その他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

(3) 第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合すること。

4 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(2) 第1項第7号に掲げる基準に適合すること。

(営業者が講ずべき措置の基準)

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 換気、採光、照明及び防湿に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 客室、食堂その他営業に供する場所は、空気の流れを良くする構造であること。

イ 客室は、自然光線を十分に採り入れる構造であること。

ウ 客室、食堂及び洗面所の照度は、50ルクス以上であること。

エ 浴室、廊下、便所及びその他の場所の照度は、

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(削除)

(1) (同左)

(2) 第1項各号に掲げる基準に適合すること。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第4号に掲げる基準に適合することとする。

(削除)

(削除)

(営業者が講ずべき措置の基準)

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 換気、採光及び防湿に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 客室、食堂その他営業に供する場所は、空気の流れを良くする構造であること。

イ 客室は、自然光線を十分に採り入れる構造であること。

(削除)

(削除)

20ルクス以上であること。

(2) 施設の内外は、常に清潔に保ち、ねずみ、衛生害虫等の防除の措置を講ずること。(略)

(3) 客室の定員は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準とすること。ただし、市長は、修学旅行者等多人数の団体宿泊を取り扱う場合にあつては、ア及びイに掲げる基準を緩和することができる。

ア ホテル営業及び旅館営業の場合 洋室にあつては4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては3.3平方メートルにつき1人とすること。

イ 簡易宿所営業の場合 2.4平方メートルにつき1人とすること。

ウ 下宿営業の場合 4.5平方メートルにつき1人とすること。

(4) 寝具の取扱いに関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア～ウ (略)

(5) 浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア～チ (略)

(社会教育に関する施設その他の施設等)

第5条 (略)

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

(2) (同左)

(削除)

(3) (同左)

ア～ウ (略)

(4) (同左)

ア～チ (略)

(社会教育に関する施設その他の施設等)

第5条 (略)

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。